

平成 26 年度  
川崎市包括外部監査の結果報告書  
(概要版)

産業振興に関する事業についての事務

平成 27 年 1 月 26 日

川崎市包括外部監査人

公認会計士 宗和 暢之



## 目次

第1 監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件名（監査テーマ）	1
3. 監査対象期間	1
4. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
5. 外部監査の方法（監査の要点及び主な監査手続）	1
6. 監査の対象機関	2
7. 監査の対象とした事業	3
8. 監査の期間	3
9. 包括外部監査人及び補助者	3
10. 利害関係	3
第2 総論	4
I. 川崎市における産業振興に関する取組み	4
1. 川崎市の産業の歴史	4
2. 川崎市の産業振興施策の特徴	4
3. 産業振興施策を推進するにあたっての体制	4
II. 監査における全般的な指摘事項	5
1. 監査の対象とした事業の一覧	5
2. 産業振興に関する事業に対する指摘事項	8
（1）委託先との契約について	8
（2）目標の設定について	9
（3）補助金交付対象のモニタリングと計画変更への対応	9
（4）産業関係団体との関係	10
（5）融資制度の利用状況の改善について	11
（6）産業振興財団との連携について	13
（7）総括	14
第3 各論	15
1. 国際産業交流推進事業費【経済労働局国際経済推進室】	15
2. アジア起業家誘致交流促進事業費【経済労働局国際経済推進室】	18
3. 産学共同研究開発プロジェクト助成事業費【経済労働局産業振興部工業振興課】	20
4. 川崎市産業振興財団運営費補助金【経済労働局産業振興部工業振興課】	23
5. 福祉関連産業育成資金【経済労働局産業振興部金融課】	25
6. ライフサイエンス等推進事業費【経済労働局次世代産業推進室】	27

7. ライフサイエンス共同研究補助金【総合企画局臨海部国際戦略室】 .....	30
---	----

## 第 1 監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件名（監査テーマ）

産業振興に関する事業についての事務

### 3. 監査対象期間

原則として平成 25 年度

（必要に応じて、過年度及び平成 26 年度についても対象とした。）

### 4. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

高度成長から低成長経済への移行や少子高齢化の急速な進行等、我が国全体における社会経済環境は大きく変化している。このような環境においても、恒常的、不変的に市民の暮らしを安定させ、市民が安心して暮らしていけるまちづくりを行うことは行政の大きな役割である。その中でも成長産業の育成・振興は、将来にわたって市民生活の安定を確保するために重要な取組みの一つであると言える。川崎市では、実行計画の基本政策 V において「活力にあふれ躍動するまちづくり」として産業振興に関する取組みが挙げられており、それに加えて、「かわさき産業振興プラン」を策定し、産業振興に対して注力していることから、産業振興は川崎市において重要なテーマである。平成 25 年度における「活力にあふれ躍動するまちづくり」に係る事業については総額で 739 億円の事業費が措置されており、多額の予算が充当されている。

しかし、新たな取組みを積極的に進めていく一方で、既存の事業の見直しが十分になされておらず、また、他の部署との重複や連携の不十分に起因して非効率に行われている事業もあるように見受けられる。さらに、川崎再生フロンティアプラン、かわさき産業振興プランともに改訂の時期に来ており、現在、新しいプランの策定に向けた取組みが始まろうとしている。

このような状況を踏まえ、これまでの事業について、それぞれの事業が適切でかつ効率的に実施されてきたのかについて検証することは時宜に適っていると考え、平成 26 年度の監査テーマとして選定した。

### 5. 外部監査の方法（監査の要点及び主な監査手続）

#### （1）監査の要点

川崎市では、経済労働局をはじめとする複数の部局で産業振興に関する事業を行っている。また、川崎市の出資法人である公益財団法人川崎市産業振興財団（以下、「産業振

興財団」という。)と連携を図りながら進めている事業も多い。

産業振興に関する事業の特徴として、企業等に対する支援事業が多く、そのため、事業の効果は直接的に発生するというよりも、支援先である企業の収益拡大といった二次的に生じることになることから、川崎市としては事業の成果が検証しづらい事業も多い。

また、企業等の関連団体への補助金事業が多いのも産業振興に関する事業の特徴である。

以上の点から、監査要点として以下のとおり定める。

- ① 施策の目的に照らして、事業の成果が検証されているかどうか。
- ② 施策の目的に照らして、事業は効果的に行われているか。
- ③ 事業の執行にあたり効率化に努めているか。
- ④ 補助事業について、補助対象の選定、補助額の算定等は適切に行われているか。
- ⑤ 委託先の選定は適切に行われているか。
- ⑥ 公益財団法人川崎市産業振興財団との連携は合理的に実施されているか。

## (2) 主な監査手続

- ① 各事業の所管課に対して事業の概要を記載するための調査票を配布し、所管課から回答を入手した。
- ② 所管課からの回答調査票を踏まえ、担当者にヒアリングを実施した。
- ③ ヒアリング内容を確認するために各種関連資料の閲覧を実施した。
- ④ 以上から各事業がいわゆる 3E の観点から適切に実施されているかどうかについて監査を実施した。

## 6. 監査の対象機関

### (1) 経済労働局

- ① 産業政策部企画課
- ② 国際経済推進室
- ③ 産業振興部工業振興課
- ④ 産業振興部金融課
- ⑤ 次世代産業推進室

### (2) 総合企画局

- ① 臨海部国際戦略室

### (3) まちづくり局

- ① 交通政策室

### (4) 港湾局

- ① 港湾経営部経営企画課

## 7. 監査の対象とした事業

監査の対象機関が実施する事業のうち、94 事業を監査対象とした。なお、具体的な事業の一覧は、「第2 総論 II. 監査における全般的な指摘事項 1. 監査の対象とした事業の一覧」のとおりである。

## 8. 監査の期間

平成 26 年 7 月 14 日から平成 27 年 1 月 9 日まで

## 9. 包括外部監査人及び補助者

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 宗和 暢之

### (2) 補助者

公認会計士 嶋田 有吾

公認会計士 田中 一弘

公認会計士 板垣 宏一郎

公認会計士 井川 雅世

公認会計士 米谷 直晃

米国公認会計士 横山 雅人

その他 矢島 淳太郎

## 10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) なお、報告書中の表の合計値は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

## 第2 総論

### I. 川崎市における産業振興に関する取組み

#### 1. 川崎市の産業の歴史

川崎市の産業の歴史は古く、明治40年代には横浜製糖（現、大日本明治製糖）や東京電気（現、東芝）が川崎市に進出し、その後も味の素、日本鋼管（現、JFE スチール）といった日本を代表する企業の進出が相次いだ。その結果、川崎市は「工都川崎」とも呼ばれ、わが国を代表する製造業の集積地として発展を遂げた。企業の進出に合わせて臨海部の埋め立ても進み、浮島地区、扇島地区では巨大な石油コンビナートも形成されていった。

その後、昭和40年代後半には、製造業の地方分散が進み、さらに昭和61年のプラザ合意後の円高の影響から、市内産業の海外への移転が進んだ。

また、この間、川崎市では公害などの重大な社会問題にも直面し、その解決に向け、全市的に公害対策にも取り組んできた。

平成に入ると企業の研究機関の進出などもあり、川崎市はそれまでの生産拠点型産業から研究開発拠点型産業への転換が進んだ。また、企業の研究機関に加え、川崎市には大学等の研究機関も立地し、最近では産学連携による最先端の研究に基づいた新たな産業も生まれている。

#### 2. 川崎市の産業振興施策の特徴

川崎市の産業の特徴として、円高による企業の海外流出や公害といった問題を克服する過程で、研究機関の集積や環境にやさしい技術開発なども進み、その結果、産業分野の点においても、また企業規模の点から見ても裾野が広く、また重層的な産業構造となっている点が挙げられる。

このような川崎市の産業の特徴から、川崎市が実施する産業振興施策は、大企業に対するものから起業家に対するものまで幅広く、さらに企業活動を市民に周知する事業なども行われているなど、多面的な展開がなされているという特徴がある。

また、ライフイノベーション、ウェルフェアイノベーション、グリーンイノベーションの3つのイノベーションに象徴されるように、川崎市では研究開発機関を活用したライフサイエンス分野の振興、起業化支援、福祉関連事業者の支援、環境技術の開発支援といった川崎市の特徴や強みを活かした産業振興施策にも力を入れている。

このような川崎市の産業振興施策には、知的財産交流会やかわさき基準（KIS）の認定など「川崎モデル」とも呼ばれる全国的にも特徴のある取組みが多く、多くの自治体で参考にされるなどの成功を収めている。

#### 3. 産業振興施策を推進するにあたっての体制

川崎市の産業振興施策は、主に経済労働局が所管する事業として行われているが、その他にも、国際戦略拠点の整備などは総合企画局、臨海部の整備は港湾局といったように複

数の部局が連携し施策を推進している。

また、川崎市の出資法人である産業振興財団が担う役割も大きく、産業振興財団は中小企業や起業家へのアドバイザーの派遣など、主に中小企業の支援の実働部隊としての機能を果たしており、経済労働局とも連携を図りながら川崎市の産業振興施策を推進している。

## Ⅱ. 監査における全般的な指摘事項

### 1. 監査の対象とした事業の一覧

今回の監査において対象とした事業は以下のとおりである。原則として、市が策定した「新総合計画川崎市再生フロンティアプラン第3期実行計画」に掲げられている基本政策Ⅴ「活力にあふれ躍動するまちづくり」に関連する事務事業を監査対象とした。

ただし、産業振興には直接的に関係しない、公営企業事業、商業関連事業及び農業関連事業は対象から除外している。

部局名	所管課	事業の名称
経済労働局	産業政策部企画課	1. 産業政策一般管理費
		2. 産業振興協議会運営費
		3. 「川崎の産業」作成事業費
		4. 科学技術サロン開催事業費
		5. 知的財産戦略推進事業費
		6. コンベンション施設整備推進事業費
		7. 科学技術政策推進事業費
		8. 市内企業研究開発成果理解促進活動支援事業費
	国際経済推進室	1. 国際経済一般管理費
		2. 国際産業交流推進事業費
		3. 都市間産業交流推進事業費
		4. 国際ビジネス交流支援施設運営事業費
		5. 日本貿易振興機構横浜貿易情報センター補助金
		6. 国際ビジネス支援事業
		7. 環境産業振興事業費
		8. 省エネ創エネ新技術導入促進事業費
		9. エコタウン推進事業費
		10. エコタウン会館譲受金
		11. 国際環境産業推進事業費
12. 新エネルギー産業振興事業費		

部局名	所管課	事業の名称
		1 3. 臨海部産学公民連携推進事業費
		1 4. 川崎臨海部アメニティ推進事業費
		1 5. アジア起業家誘致交流促進事業費
	産業振興部工業振興課	1. 内陸部操業環境保全対策事業費
		2. 事業協同組合等県委任事務費
		3. 工業振興一般管理費
		4. 工業振興課非常勤嘱託員任用費
		5. 川崎発明振興会補助金
		6. 工業団体助成事業費
		7. 中小企業団体組織化推進事業費
		8. 川崎商工会議所補助金
		9. 浅野町大川町会館運営費
		1 0. 浅野町大川町会館施設整備費
		1 1. 産業のまちネットワーク推進協議会事業費
		1 2. 工業後継者経営研究会事業費
		1 3. 企業誘致推進事業費
		1 4. 産業立地促進事業費
		1 5. 先端産業創出支援事業費
		1 6. 先端産業創出支援助成金
		1 7. マイコンシティ企業誘致推進事業費
		1 8. 新技術・新製品開発等支援事業費
		1 9. 産業振興支援事業審査会経費
		2 0. 川崎 PR 製品開発事業費
		2 1. 産学共同研究開発プロジェクト助成事業費
		2 2. 川崎市産業振興財団運営費補助金
		2 3. 産業振興会館運営費
		2 4. 産業振興会館施設整備費
		2 5. 建設業振興事業費
		2 6. 中小建設業者支援事業費
		2 7. 技術指導事業費
2 8. 商工業従業員永年勤続者表彰事業費		
2 9. 川崎工業ブランド推進事業費		

部局名	所管課	事業の名称
		30. Webかわさき製品見本市事業費
		31. ものづくり中小企業販路開拓支援事業費
		32. テクノトランスファー事業費
	産業振興部金融課	1. 振興資金
		2. 小規模事業資金
		3. 経営安定資金
		4. 流動資産担保資金
		5. 産業立地促進資金
		6. 創業支援資金
		7. 福祉関連産業育成資金
		8. 環境対策資金
		9. 信用保証等促進支援事業費
		10. 創業支援融資診断事業費
		11. 金融一般管理費
		12. 金融課非常勤嘱託員任用費
		次世代産業推進室
	2. みらい産業創造支援事業費	
	3. かわさき新産業創造センター管理費	
	4. かわさき新産業創造センター運営費	
	5. 新産業創出担当非常勤嘱託員任用費	
	6. かわさき福祉産業振興ビジョン推進事業費	
	7. 産業デザイン振興育成事業費	
	7. 産業デザイン活用促進事業費 ※	
	7. 産業デザインコンペ事業費 ※	
	8. コンテンツ産業振興事業費	
	9. 産学共同研究推進事業費	
	10. 新川崎・創造のもり第3期計画推進事業費	
11. ライフサイエンス等推進事業費		
総合企画局	臨海部国際戦略室	
		2. 臨海部動向把握・情報管理事業費
		3. 臨海部 PR 誘致推進事業費
		4. 川崎臨海部産学公民連携推進事業費
		5. 浮島地区土地利用推進事業費

部局名	所管課	事業の名称
		6. 臨海部短期交通対策事業費
		7. サポートエリア整備推進事業費
		8. 国際戦略拠点地区整備推進事業費
		9. ライフサイエンス共同研究補助金
		10. 殿町地区土地利用誘導事業費
		11. 殿町3丁目地区中核施設等整備事業費
		12. 南渡田周辺地区整備推進事業費
まちづくり局	交通政策室	1. 臨海部交通アクセス円滑化調査事業費
港湾局	港湾経営部経営企画課	1. 浮島埋立地暫定利用事業費

※ 経済労働局次世代産業推進室の「産業デザイン活用促進事業費」及び「産業デザインコンペ事業費」は、予算上は区分されているが、報告書上は産業デザイン振興育成事業費と一体の事業として取り扱う。

なお、概要版では、上記の94事業のうち、網掛けした7事業のみを記載している。

## 2. 産業振興に関する事業に対する指摘事項

### (1) 委託先との契約について

産業振興に関する事業には委託事業も多い。委託事業には委託先が中小企業間のコーディネートを行うといったものも多く、委託先には企業活動を熟知していることといった専門性が求められることから、委託先を特命随意契約で選定しているケースも多い。

#### (監査の結果 競争入札による委託先選定の徹底 全般1)

特命随意契約は委託先選定の際に競争原理が働かないことから、効率性の点で問題がある。また、産業を取り巻く環境は日々変化しており、特命随意契約により実質的に長期間の契約が締結されることで環境変化への対応に後れをとることにもなりかねない。契約締結時点で最善の委託先を広く募集することは、効率性の観点からはもちろんのこと有効性の点からも必要である。特命随意契約が認められるのは、効率性などを犠牲にしてでも、特定の委託先を選ばざるをえないという特殊なケースのみである。例えば、アジア起業家誘致交流促進事業（経済労働局 国際経済推進室 15）では、その運営を委託された事業者は特命随意契約で選定されているが、企画競争方式に変更することで、より多くの事業者から提案を受け付け、その中から最適の提案を行った事業者を選定することができる。

委託契約については、特命随意契約で委託先を選定するケースは例外的な場合に限定し、競争入札の原則を徹底するとともに、委託先に専門性を求められる場合においても企画競争方式を採用することが必要である。

### **（監査の結果 特命随意契約の際の効率化に向けた取組み 全般 2）**

競争入札が競争の原理により効率化が図られるのに対し、特命随意契約は委託先選定の際に競争原理が働かないことから、効率性の点で問題がある。したがって、特命随意契約で事業者が選定されるケースは例外的な場合に限られるが、特命随意契約によって委託先が選定された場合には、競争原理に代わる効率化の取組みが必要である。例えば、契約額の詳細な内訳を入手し、委託先の効率化に向けた取組みが十分かどうかを、委託先に対するヒアリングによって確かめるといった対応が必要である。

### **（2） 目標の設定について**

今回、監査の対象とした事業では目標達成度合いを測る指標が設定されていない事業が多く見られた。

### **（監査の結果 目標の設定の必要性 全般 3）**

産業振興に関する事業の多くは市から企業への支援等である。そのため、売上高の増加や雇用の拡大といった具体的な事業の成果は、企業側において生じるため、市としては成果に関する目標が設定しづらい事業も多い（便宜上、このような性質の事業を間接型事業と呼ぶ）。このような理由もあって目標を設定していない事業も多いが、一方で、間接型事業であるがゆえに目標の設定が不十分であると、事業そのものの意義や目的が見失われるといったおそれも考えられる。したがって、産業振興に関する事業は、他の事業にも増して目標の設定が重要である。

目標には、大きく分けてアウトカムの目標（行政サービスの効果为目标とするもので、例えば、市の支援を受けた企業の売上高の増加率などが該当する）とアウトプットの目標（行政サービスの程度为目标とするもので、例えば、市が企業向けに開催する説明会の開催回数などが該当する）に区分される。事業の効果を検証するためには、本来、アウトカムの目標を設定すべきではあるが、産業振興の事業のような間接的事業では、必ずしもアウトカムが適切な目標とならないことも多い。そこで、目標の設定にあたり、まず事業ごとに、アウトカムの目標を設定すべきか、アウトプットの目標を設定すべきかを整理したうえで、アウトカムまたはアウトプットの目標の検討を行うべきである。

### **（3） 補助金交付対象のモニタリングと計画変更への対応**

産業振興に関する事業には研究開発を支援するため企業に補助金を交付するといった事業が多くある。例えば、産学共同研究開発プロジェクト助成事業費（経済労働局 産業振興部 工業振興課 21）は、中小企業が大学等と連携し新技術を開発する際に要する経費に対し市が補助金を交付するものである。

#### **（監査の結果 事業計画が変更された際の対応 全般4）**

市の産業振興施策の大きな柱として3つのイノベーション（ライフイノベーション、ウェルフェアイノベーション、グリーンイノベーション）が挙げられていることから分かります。市の産業振興施策の特徴の一つとして、企業の研究開発に関する支援が充実している点が挙げられる。具体例として産学共同の研究開発に対する補助事業（経済労働局産業振興部 工業振興課 21）や、ライフサイエンス共同研究補助金（総合企画局 臨海部国際戦略室 9）などは、企業の最先端の研究開発に対して補助を行う事業である。

補助金の交付にあたっては、外部の有識者から構成される評価委員などの意見も参考に交付先を検討し決定されている。しかし、一般的に研究開発の事業計画は予定通りに進まないことも多い。したがって、研究開発に関する経費を補助する場合には、申請時の検討に加え、計画変更が行われた場合の対応方法についても、あらかじめルール化すべきである。計画が変更された場合に、その変更内容によって、再度、評価委員の意見を聴取すべきものと、そうでないものとをあらかじめルール化することは、公平性の観点からも必要である。

#### **（監査の結果 補助金交付対象のモニタリング 全般5）**

先にも触れたとおり、補助金の交付決定については、外部の有識者から構成される評価委員などの意見も参考に決定されているなど、その過程は補助金交付要綱に定められている。

一方で補助金交付後に補助を行った事業に対するモニタリングについては不十分である。現在、補助を受けた企業等に対するモニタリングは、市職員、産業振興財団職員によって行われているが、モニタリングの方法についてルール化されたものはない。

研究開発は、その成果が現れるまでに一定期間が必要となる場合も多い。したがって、例えば、ライフサイエンス共同研究補助金であれば、補助対象期間終了後、3年程度が経過した時点で研究成果のモニタリングを実施するといったことが考えられる。

#### **（4） 産業関係団体との関係**

産業振興に関する事業には、産業関係団体に対して助成金を支出しているケースも多い。産業関係団体は企業間の連携を図るなどの役割を果たしており、その運営資金の一部を市が負担することは産業振興施策を推進する観点からも理解はできる。

#### **（監査の結果 負担金の見直し 全般6）**

産業関係団体への助成金は、毎年度、ほぼ同額の支出がなされているケースも多く、その算出方法は見直しが必要である。助成金額は、各産業関係団体の支出額の検討を行い、

金額の算出根拠が明確かどうかや、各産業関係団体の事業規模と比較して過大な金額になっていないかなどを確認を行ったうえで決定されている。しかし、事業が執行されなかったにもかかわらず、翌年度の助成金が見直されていないケースもあることから、助成金の算定方法は、助成金の過年度の使用状況、使用率、繰越金の残高等も加味したうえで算定するよう見直すべきである。

#### （監査の結果 産業関係団体の事務 全般7）

川崎国際ビジネス交流推進協議会など産業関係団体の事務を市の所管課の職員が担っているケースが多い。これは各団体の体制が脆弱なこともあって、市の職員が負担しているものと考えられる。

本来、産業関係団体の事務は、団体自らが行うべきものであり、これを市が担うことは、実質的には市から団体への補助に該当する。市が団体の事務を担うことについては、要綱で定められている場合や、特段の文書では定められていない場合があり、対応はまちまちである。産業関係団体の事務を市が担うかどうかは、まずは事務を担うことの適否を公共関与の妥当性の観点から検討したうえで、事務を担う場合には、担う事務の範囲を文書化するとともに、産業関係団体と市との負担関係の整理が必要である。

#### （5） 融資制度の利用状況の改善について

市では市内の中小企業者等に対して運転資金・設備資金を融資するため、中小企業融資制度として、様々な制度が設けられている。それぞれの融資制度の対象は以下のとおりである。

融資制度の名称	対象
振興資金	中小企業者・協同組合等
小規模事業資金	従業員 30 名以下（商業・サービス業は 10 人以下）の小規模事業者
小口零細対応小規模事業資金	従業員 20 名以下（商業・サービス業は 5 人以下）の小規模事業者
経営安定資金	最近 3 ヶ月間又は 6 ヶ月間の月平均売上高、平均売上総利益（率）及び営業利益（率）のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業等
創業支援資金	川崎市内で開業する者又は開業後 5 年未満の中小企業者等

流動資産担保資金	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者等
産業立地促進基金	市が定める産業拠点地区及び工業専用地域に進出する中堅・中小企業等
福祉関連産業育成資金	福祉関連サービス事業を営む中小企業等
環境対策資金	環境に配慮し、地域社会に貢献している中小企業等

出所：市提供資料を基に作成

これらの融資制度は、市が中小企業融資制度を取扱う金融機関に対して預託金として資金を無利息で預入れ、一方、金融機関はこの無利息で調達した預託金により融資を行うことで、金融機関は自行の通常融資の貸出金利よりも低い金利での融資が行え、これにより中小企業者等は低利での借入れが可能となるものである。

それぞれの融資制度の過去3年間の融資実績額、融資件数および平成25年度の預託額は以下のとおりである。

(単位：百万円)

制度名	実績（上段が融資総額、下段が融資件数）			預託額
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
振興資金	2,555	2,942	6,027	1,200
	146件	175件	321件	
小規模事業資金 (小口零細対応小規模事業資金を含む)	6,513	8,604	10,538	2,800
	1,264件	1,472件	1,744件	
経営安定資金	33,601	26,319	24,366	25,400
	1,845件	1,228件	990件	
創業支援資金	394	302	119	462
	50件	38件	20件	
流動資産担保資金	7	21	41	216
	3件	2件	15件	
産業立地促進基金	0	137	0	1,000
	0件	2件	0件	
福祉関連産業育成資金	61	0	9	36
	3件	0件	1件	
環境対策資金	0	0	0	400
	0件	0件	0件	

出所：市提供資料を基に作成

#### **（監査の結果 融資実績の向上 全般 8）**

上記の融資制度のうち、創業支援資金、流動資産担保資金、産業立地促進資金、福祉関連産業育成資金、環境対策資金の融資実績は低い水準で推移している。川崎市中小企業融資制度要綱では、預託金について、制度ごとに融資実績及び融資目標等に応じて取扱金融機関に預託する旨が規定されている。また、融資目標は預託金の額に融資倍率を乗じて算出されている。このように川崎市中小企業融資制度要綱によれば、預託金の金額は、融資実績や融資目標等によって決定されることとされている。

これに対し、創業支援資金、流動資産担保資金、産業立地促進資金、福祉関連産業育成資金、環境対策資金は、融資目標に達していない状況が続いているにもかかわらず、毎期ほぼ同額の予算額が計上されている。預託金は、過去の融資実績や今後の融資制度の利用見込みを勘案したうえで決定すべきである。

#### **（監査の結果 融資制度の有効性の検証 全般 9）**

上記の融資制度のうち、福祉関連産業育成資金（経済労働局 金融課 7）及び環境対策資金（経済労働局 金融課 8）は政策誘導型の融資制度である。市では、ウェルフェアイノベーション、グリーンイノベーションに見られるように、福祉関連産業や環境関連産業の育成や産業振興の大きな柱の一つとしている。このように福祉関連産業や環境関連産業の育成を重点としているにもかかわらず、福祉関連産業育成資金及び環境対策資金の利用状況は芳しいものではない。

このような政策誘導型の融資制度では、他の融資制度以上に目標の設定が重要である。融資件数等の定量的な指標を目標として用い、また、事業者に対するヒアリング等を実施することで当該融資制度の意義について検証する必要がある。

#### **（6） 産業振興財団との連携について**

産業振興財団は、市の産業振興施策を推進するにあたって重要な役割を担っている。経済労働局など市の職員が、2、3年程度で異動するのに対して産業振興財団の職員の勤務年数は長く、そのため、産業振興財団の職員の企業等に対する理解が進むこともあって、特に中小企業に対する商品開発などのアドバイザー機能では中心的な役割を果たしている。このように、産業振興財団は市の産業振興の実働部隊であるが、そのため市から産業振興財団に委託されている事業も多い。例えば、川崎 PR 製品開発事業費（経済労働局 工業振興課 20）は、市内の中小企業者の製品開発に向け、デザイナー等の専門家の派遣を、市からの委託を受けて産業振興財団が行うものである。

また、産業振興財団には、市からの委託事業のほかにも、中小企業支援事業として多くの自主事業が行われており、産業振興財団の自主事業の一部に対しては、市からの補助も行われている。

### （監査の結果 市と産業振興財団の連携の強化 全般 10）

市から産業振興財団に多くの事業が委託されていることや、産業振興財団の自主事業の一部に補助が行われていることもあり、現在、経済労働局と産業振興財団とでは、2ヶ月に1回のペースで連絡会議を開催し、情報の共有を図っている。

しかし、市が実施している事業と産業振興財団が実施している事業とには、内容が重複するものも見受けられる。事業間の重複を避け、また一方で連携が可能な事業では連携を図るなど、連絡会議は、これまでの実施方法を見直し、事業間の調整機能を果たす必要がある。産業振興財団は、今後、科学技術振興に関する事業も一部担うことを考えると、今まで以上に市と産業振興財団との連携を強化する必要がある。

### （7） 総括

川崎市は京浜工業地帯の中核として発展を遂げてきた。川崎市にとって産業振興施策は、今後も極めて重要な施策である。かつては工都と呼ばれた川崎市であるが、現在では、新川崎地区の創造のもりやキングスカイフロントに代表されるように企業や大学の多くの研究開発拠点が立地している。これら最先端の研究開発拠点と、従来からの中小企業が連携し新たな産業を興すなど、川崎市の産業は極めて重層的である。

これに応じて市が行う産業振興施策も多岐に亘っている。しかし、今回の包括外部監査では、産業振興に関する多くの事業を検証したが、概して予算額が減少している事業も多い。このようなことから、今後、事業数は多いものの、一つ一つの事業規模は縮小し、結果として事業効果が低下することも危惧される。

そこで、今回の包括外部監査を機に、再度、事業目的を明確にし、共通する目的の事業については事業間の連携を図ることが必要である。事業間の連携は、市の事業に限ったことではなく、産業振興財団の事業を含めて再整理を行うべきである。さらに、全体としての予算額の大幅な増加が見込めない中では、効果の高い事業に重点化することも必要である。その過程では廃止を含めた事業の見直しが必要となるが、産業振興施策では事業の新陳代謝が欠かせない。

川崎市の産業は極めて高いポテンシャルを有している。川崎市は、今後もわが国の産業振興施策のモデルにならなければならない。それだけに川崎市の産業振興施策が担うべき責任の重さを自覚し、事業の見直しを進めていただきたい。

## 第3 各論

### 1. 国際産業交流推進事業費【経済労働局国際経済推進室】

#### (1) 概要

本事業は海外企業等との商談会の開催など、国際的ビジネスマッチングの場づくりに向けた取組みの推進、海外投資等に係る情報収集・発信を行っている法人（川崎国際ビジネス交流推進協議会、川崎日中産業交流協会、アジアサイエンスパーク協会）の事業経費を一部負担することにより、市内企業の海外でのビジネス展開の促進を図ることを目的とした事業である。なお、川崎国際ビジネス交流推進協議会及び川崎日中産業交流協会の事務局は、市の職員が担っている。

#### 【負担金支出先】

(川崎国際ビジネス交流推進協議会)

川崎国際ビジネス交流推進協議会は平成22年に設置された協議会である。川崎国際ビジネス交流推進協議会設置要綱（以下、「要綱」という。）によると、その設置目的は、市内企業のビジネス国際化と外国企業等の市内企業への誘致を推進する上で、必要となる基本的事項について協議し、事業を実施することとされている。要綱第2条では、掌握事務として以下の4点が明記されている。

- ① 市内企業と外国企業等とのビジネスマッチングの創出・拡大に関すること
- ② 市内企業の海外販路拡大に関すること
- ③ 海外企業等の誘致促進に関すること
- ④ その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

協議会は、市民企業の海外での販路開拓サポート等を通じて、市内企業の海外でのビジネス展開の支援を行っている。

(川崎日中産業交流協会)

川崎日中産業交流協会は、平成20年に設置された協会である。川崎日中産業交流協会会則（以下、「会則」という。）によると、その設置目的は、市と中華人民共和国各都市との間の産業交流を通じて、相互理解と有効関係を増進し、もって市の産業発展に寄与することとしている。会則第3条では、活動内容として以下の5点が明記されている。

- ① 産業団体間及び企業間の友好
- ② ビジネス交流の支援に関すること

- ③ 相互理解の増進に関すること
- ④ 関係諸機関及び関係団体との調整に関すること
- ⑤ その他、本協会の目的を達成するために必要な事項に関すること

市内企業に対し、講演会・セミナー・交流会を通じて、海外進出に関する情報を提供する等の基礎的な支援を実施している。

(アジアサイエンスパーク協会)

アジアサイエンスパーク協会は、平成 9 年にかながわサイエンスパークで開催された「東アジアサイエンスパーク交流会議」を母体として誕生した国際民間機関である。地域間の技術交流、産業協力を通して、相互地域の経済発展やアジア地域の共存の実現に向けた活動を行っている。

## (2) 結果

### ① 負担金交付目的と積算根拠の確認について

(事実確認)

川崎国際ビジネス交流推進協議会及び川崎日中産業交流協会に対する負担金支出金額の決定は、各団体の予算額を積算の根拠として支出額の検討を行っており、市では、負担金の審査・確認事項として、チェックリストを用い、「負担金補助金額の算出根拠は明確か」、「事業規模と比較して過大な助成となっていないか」について確認を行っている。

(経済労働局国際経済推進室－2、結果1)

国際産業交流推進事業費としている補助先、交付先の活動は、市からの負担金を財源に行っている。多くの年度において、市からの補助、交付金額のすべてが利用されず、次年度繰越金として、資金が補助先、交付先に蓄積されている。

協議会及び協会の平成 25 年度における収支決算書の状況は以下のとおりである。

川崎国際ビジネス交流推進協議会

平成 25 年度 収支決算書

**収入の部** (単位:円)

科目	予算額	決算額	比率
川崎市負担金	896,000	896,000	61.5%
前年度繰越金	559,780	559,780	38.4%
預金利息	70	147	0.0%
収入計	1,455,850	1,455,927	100.0%

**支出の部**

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比率
協議会開催経費	100,000	18,525	1.5%
ビジネスマッチング経費	1,000,000	1,157,384	96.0%
講師謝礼	210,000	30,000	2.5%
情報発信経費	100,000	0	0.0%
事務費	20,000	0	0.0%
予備費	25,850	0	0.0%
支出計	1,455,850	1,205,909	100.0%

川崎国際ビジネス交流推進協議会の平成 25 年度収入の部の決算合計額は、1,455 千円であり、うち 896 千円が市からの負担であり、559 千円は前年度からの繰越金、0 千円は預金利息となっており、市からの負担金、前年度繰越金が活動の財源となっている（平成 23 年度、平成 24 年度においても同様。）。また、支出の部の予算額、決算額を比較すると情報発信経費は、平成 25 年度、平成 24 年度とも予算計上されていたにもかかわらず、決算額が 0 円となっている。

川崎日中産業交流協会

平成 25 年度 収支決算書

**収入の部**

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比率
川崎市負担金	401,000	401,000	29.6%
交流会負担金	280,000	126,000	9.3%
前年度繰越金	825,533	825,533	61.0%
預金利息	110	167	0.0%
収入計	1,506,643	1,352,700	100.0%

**支出の部**

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比率
海外ミッション等事業費	600,000	0	0.0%
講師謝礼	100,000	40,000	16.8%
研究会経費	150,000	0	0.0%
交流会経費	400,000	190,000	79.9%
印刷製本費	20,000	0	0.0%
会場費	30,000	0	0.0%

事務費	50,000	7,735	3.3%
予備費	156,643	0	0.0%
支出計	1,506,643	237,735	100.0%

川崎日中産業交流協会の平成 25 年度収入の部の決算合計額は、1,352 千円であり、うち 401 千円が市からの負担であり、825 千円は前年度からの繰越金、交流会負担金 126 千円、0 千円は預金利息となっており、市からの負担金が活動の財源となっている。また、支出の部の予算額及び決算額を確認すると、それぞれ、1,506 千円、237 千円であり、当初予算に対する決算割合は、15.7% (前年度 27.0%) であり、1,114 千円が次年度への繰越金となっている。

現状、負担金額の積算根拠については、交付申請書、事業計画、収支予算書等を確認している。負担金は、負担金の過年度の使用状況、使用率、必要性等に加え繰越金の残高等も加味したうえで算定すべきである。

また、決算額と予算額に差異が生じた場合には、各団体から、その理由を聴取り、市の施策の推進に影響がなかったかどうかなどの事後評価が必要である。

### (3) 意見

#### ① 実施内容等の公開について（経済労働局国際経済推進室－2、意見 1）

各団体にはホームページはなく、各団体の事業に関する情報は市のホームページに概要が掲載されているのみである。市からの負担金を財源として行われている事業であることを考えると、市民への情報開示、説明責任の観点から、事業内容や事業の達成状況等を各団体のホームページで公表するか、市のホームページの更なる充実を図ることが望まれる。

## 2. アジア起業家誘致交流促進事業費【経済労働局国際経済推進室】

### (1) 概要

本事業は地域経済の活性化を図るため、川崎臨海部の羽田空港に隣接する立地の優位性を活かし、アジアからのベンチャー企業等を誘致・育成し、市内企業との人的・技術的交流の促進を目的とした事業である。具体的には、KSP-THINK（神奈川サイエンスパークテクノハブイノベーション）へ起業家を誘致し、起業家村入居者に対する支援の実施、入居にかかる賃料、原状回復工事費の補助等を行っている。

本事業の主な取組みは以下のとおりである。

- 市内起業家の創業・ベンチャー企業の育成を図る

- 起業家村の入居・卒業を介した川崎市内企業の海外販路開拓による地域経済活性化を図る
- 人を介した環境技術の移転などによる国際貢献を図る

外部への業務委託費の内訳は以下の通りであり、委託先については、地方自治法第167条の2第1項第1号及び第2号の適用により、特命随意契約としている。

外部委託費内訳

事業名	金額：千円	支出先
アジア起業家村入居者支援等業務委託	5,100	(特非) アジア起業家村推進機構
上海市循環経済協力事業に係る業務委託	4,650	(特非) アジア起業家村推進機構
アジア起業家村構想プロモーション業務委託	630	北京大学天公国際投資(株)

(2) 結果

① 委託先の選定方法について

(事実確認)

アジア起業家誘致交流促進事業に係る入居者支援等業務の業者の選定において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、特命随意契約によって行っている。

指名業者選定依頼書によると特命随意契約の理由として、委託先（アジア起業家村推進機構）は、「事業開始以来のパートナーとして継続的に事業を行っていること」、「入居・卒業企業との厚い信頼関係を築いていること」、「効果的な事業に不可欠な海外政府関係機関、企業及びアジアからの学生との太いパイプを有していること」が挙げられている。

(経済労働局国際経済推進室－15、結果1)

アジア起業家誘致交流促進事業に係る入居者支援等業務委託仕様書を確認すると、当該業務は、①アジア起業家インキュベーション施設入居者に対する支援サービス②交流コーナーの管理及び事業の企画運営③アジア起業家養成塾（初級編）の開催④事業運営の報告からなっている。業務の内容からすると、必ずしも特命随意契約とすべきとまではいえない。企画競争の実施も検討すべきである。

(3) 意見

① 非常勤嘱託員の評価について（経済労働局国際経済推進室－15、意見1）

「川崎市非常勤嘱託員に関する要領」第7条では「市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を更新できる」旨を定めており、市

では任用期間中における勤務内容（打ち合わせ、メール電話での業務連絡や出張報告）と照らし合わせ、勤務成績が良好であると判断し、任用期間の更新を行っている。本事業の非常勤嘱託員は、通常の嘱託員に比べ、専門性も高く、また自らが主体的に活動することが期待されている。したがって、勤務成績を判断するための指標等を設けることが望ましい。

### 3. 産学共同研究開発プロジェクト外助成事業費【経済労働局産業振興部工業振興課】

#### (1) 概要

本事業は、市内中小製造業者が大学等と連携して行う新技術・新製品の開発に要する経費を対象に補助金を交付することにより、企業の研究開発能力の向上及び国際競争力のある技術を有した中小企業の創出を促進することを目的としている。

補助金は1社あたり500万円を限度とし、補助対象経費の3分の2以内を支給する。対象者は市内に事業を有して1年以上事業を営む中小製造者等であり、対象経費は人件費、旅費等を除く原材料費、機械工具費、外注加工費等である。

中小企業への支援である点など制度設計の大枠は「Ⅲ－18新技術・新製品開発等支援事業費」と同様であるが、本事業は、主に①大学等の機関との共同研究開発を対象を限定している点、②補助額及び補助率が高い点、③有識者等の評価項目に「産学連携性」が含まれている点から、研究開発の補助に主眼がおかれ長期間のプロジェクトも含まれる点が異なる。

補助金の交付までの過程は以下の通りである。

#### ① 公募・申請書の受付

年度当初に補助対象の募集を行う。募集の方法は、ホームページ、メール、市政だより等を通じて実施される。募集の詳細は「川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）のほか、公募要領により周知される。交付を希望する企業は、交付要綱及び公募要領上の様式で定められた申請書類を作成し、市に提出する。

#### ② 審査・交付決定

市は企業から申請書類の提出を受けた後、交付先の選定を行う。選定及び交付決定は、有識者により構成される評価委員会の評価・ヒアリングを経て、「審査会」で審査を行うことにより実施される。評価委員会は大学教授や中小企業診断士といった複数名の委員により構成されている（25年度は5名）。

平成25年度においては、6社から応募があり、その内3社が交付を受けている。起案・決裁の後、選定企業に通知される。

評価の方法は、各社からのプレゼンテーション等を受けて、委員が評価の項目ご

とに点数をつけることにより実施される。評価の観点は以下の通りである。なお、前述の通り「Ⅲ－18 新技術・新製品開発等支援事業費」と比較すると、評価の観点として「産学連携性」が追加されている。

評価の観点	説明
新規性・独創性	従来の製品等に無い新しい要素及び特許との関連
市場性	開発された製品が市場に受け入れられるものか又は具体的ニーズに基づく研究開発か
事業化・製品化の見込み	年度内における進捗の見込み、及び数年以内の本格的な市場投入の見通し
社会性	社会や産業界に与える影響
産学連携性	申請者と大学等との役割分担や共同開発の意義
財務状況	経営状況の確認

出所：平成 25 年度 公募要領

評価委員会の評価結果は集計されて、審査会で報告される。審査会は評価結果を基に採択を行い、交付先及び交付額を決定する。決定方法について、具体的に定めがあるものではなく、予算額や応募企業数、応募金額等によって異なる。審査会の実施概要及び決定の過程は、摘録に記録されている。

### ③ 実績報告書の受付・額の確定

選定を受けた企業は、事業報告書、事業別経費内訳書、支払いを証する書類の写し等の事業実績報告書を市に提出する。市は、事業実績報告書を基に、補助金の額を確定し、起案・決裁の後、通知を行う。

### ④ 支払

概算払いは認めておらず、補助額の確定後一括で交付している。

### ⑤ その他

平成 25 年度から、過年度に採択された企業を対象に当該事業に係るアンケートを実施している。アンケートでは、主に補助を行った製品について、その後の事業化・売上の有無等を確認している。

## (2) 結果

### ① 研究計画が変更された場合の対応について(経済労働局工業振興課－21、結果1)

本事業により交付された補助対象事業の内の1件について、事前に提出された申

請書と事業後に提出された実績報告書を比較したところ、申請書に記載されていた2つの活動内容のうち1つについては、実績報告書では記述がされていなかった。また、実績報告書に添付された経費支出表において費目の内訳項目の多くが実績報告時に追加されたもので、申請時には記載されていないものであった(補助対象経費3,904,715円の内1,959,000円(50.1%)が申請時に記載されていない)。

当初の計画から研究内容が変更された場合は、審査会で承認された研究の目的が達成されない可能性がある。

このような研究開発については、計画当初から内容が変更されることは多分に想定されることから、計画が変更された場合の対応方法について、あらかじめルール化すべきである。計画が変更された場合に、その変更内容に応じて、再度、審査会での承認を必要とするケースと必要としないケースをルール化することは、公平性の観点からも必要である。

## ② 補助決定企業に対する事業計画について(経済労働局工業振興課-21、結果2)

本事業は、中小企業等の研究開発活動に対する経費を補助するものであり、一般的に研究開発の期間は長期を要し、また、効果はただちに新製品や新技術として現れるものではない。そのため、有識者等による評価を受け、採択を受けた事業計画に従って実施されているかどうか、補助金事業が適正に行われているかを担保するうえで重要であると考えられる。

この点、申請書に添付する現状の事業計画は、プロジェクトの概要と簡易な実施スケジュールの記載に留まっており、補助を受ける年度で実施する活動についての説明は、プロジェクトの概要に包含されていた。案件によっては、年度内で完結する内容であるのか、あるいは、年度をまたぐ長期の研究内容なのかが不明なものもある。そのような場合、実績報告の提出を受けた場合に、それが当初選定時に期待された研究開発内容なのかを客観的に判断することが難しい。

補助対象となった企業に対しては、申請時の事業計画を検討するだけでなく、補助金交付後も事業計画と実績の比較の検証を行うなど、補助金交付の効果の検証が必要である。

## ③ フォローアップと産業振興財団について(経済労働局工業振興課-21、結果3)

補助が決まった企業に対しては、アンケート調査に加えて企業訪問を行い、フォローアップをすることが望ましい。現状、市では補助決定企業に対する補助金交付後のフォローアップについて効率的な取組みが十分に行われていない。

一般的に市職員が短期間で組織を異動するのにに対し産業振興財団の職員は比較的長期に亘り担当を続けることが可能である。こういった状況の違いなども踏まえた上で、補助事業終了後についても市と産業振興財団とが連携を図り、効率的にフォ

ローアップを行うための情報共有等の仕組みづくりの検討が望まれる。

#### 4. 川崎市産業振興財団運営費補助金【経済労働局産業振興部工業振興課】

##### (1) 概要

産業振興財団は、昭和 63 年に市の 100%出捐により設立され、平成 23 年に公益財団法人へと移行した財団法人である。

主に川崎市の産業経済の発展に寄与することを目的とし、以下に掲げる事業を実施している。

##### (実施事業)

- ① 新たな事業の創出に関する支援事業
- ② 中小企業の経営資源の効率的確保を図るための経営診断、相談及び助言等に関する情報
- ③ 産業情報の提供及び交流の促進並びに人材育成に関する事業
- ④ 市内企業の製品の展示及び販路開拓の支援に関する事業
- ⑤ 市内振興事業及び産業経済に関する調査研究事業
- ⑥ 高度情報化に関する事業
- ⑦ 産学連携に関する事業
- ⑧ 産業振興のための国際交流事業
- ⑨ 公の産業振興施設の管理運営に関する事業
- ⑩ 先端的な医療分野、薬学分野等(以下「対象分野」という。)における研究開発の推進に関する事業 ※
- ⑪ 対象分野における研究開発成果の普及、技術移転、知的財産活用の促進に関する事業 ※
- ⑫ 対象分野における人材の育成、理解増進、交流の推進に関する事業 ※
- ⑬ 研究施設の管理運営に関する事業 ※
- ⑭ その他この法人の目的を達成するために必要な事業  
※平成 25 年度に定款の変更に伴い追加された事業

産業振興財団の経常収益の状況は以下の通りである。

(経常収益額の前年比較)

(円)

	H24	H25	増減額	主要な増減理由
<b>1. 受取補助金等</b>	182,435,028	205,699,367	23,264,339	
受取川崎市補助金	178,455,752	175,555,065	▲2,900,687	
その他	3,979,276	30,144,302	26,165,026	地域産学官連携科学技術振興事業補助金振替額+25,547,842円
<b>2. 事業収益</b>	405,522,498	503,010,909	97,488,411	
海外展開支援事業収益	18,854,863	56,394,890	37,540,027	支援事業に係る委託契約額の増加
(一般) 人材育成事業収益	7,871,970	8,969,218	1,097,248	
(会館) 施設管理受託事業収益	209,476,414	206,592,477	▲2,883,937	
(k) 施設管理受託事業収益	142,435,345	189,118,405	46,683,060	KBIC 使用料手数料・施設利用料の増加
その他	26,883,906	41,935,919	15,052,013	(も) COIプログラム事業収益+20,871,081円
<b>3. その他</b>	6,102,760	6,416,628	313,868	
<b>経常収益総額</b>	594,060,286	715,126,904	121,066,618	

出所：産業振興財団 平成 25 年度財務諸表を基にコメント等を加筆

## (2) 結果

### ① 市委託事業との重複を発生させない仕組みの構築について(経済労働局工業振興課－22、結果1)

市は補助金の他に、産業振興財団に対して、複数の事業で委託を行っている。

また、「事業対象の明確化を通じた事業の重複解消について(Ⅲ－20、結果2)」、「類似のデータベースとの情報内容及び管理運営の統一について(Ⅲ－30、結果1)」に記載したとおり、市が実施している事業と産業振興財団が実施している業務とで内容が重複するものも見受けられる。

このような状況がある中、事業の効率性を高める観点からは、市から産業振興財団に委託する事業の重複や、市の事業と産業振興財団の事業との重複を避けることが必要である。現在、経済労働局と産業振興財団では、2ヶ月に1回のペースで連

絡会議を開催し、情報の共有を図っている。今後は、事業の重複を避けることや、一方で事業間の連携を図っていくため、連絡会議の実施方法を見直し、情報共有に加え、事業間の調整機能を果たす必要がある。

## 5. 福祉関連産業育成資金【経済労働局産業振興部金融課】

### (1) 概要

福祉関連産業育成資金は、福祉関連事業を営もうとする中小企業者等に対して運転資金・設備資金を融資する制度であり、川崎市中小企業融資制度のひとつである。

市は、当該中小企業融資制度を取扱う金融機関に対して、福祉関連産業育成資金の融資に係る預託金として資金を預入れている。

当該預託金は金融機関が低利で融資するための原資として使用されることを想定しており、金融機関にとって中小企業へ融資を実行する際のインセンティブとして機能することを目的としている。具体的には、金融機関が市の融資制度により融資を行った場合は、当該金融機関の金利よりも低い水準の金利で融資することになるため、無利息で調達した預託金により融資を行うことで、金融機関は自行の通常融資の貸出金利よりも低い金利での融資が行え、これにより中小企業者等は低利での借入れが可能となるものである。

市は金融機関に対して預託金を毎事業年度初めに預入れ、毎事業年度末に同額が金融機関から市に返還されるため、金融機関への預入れは1年毎に行われる。

融資自体の審査は金融機関が行って金融機関が債権者となり、債務者の返済状況の管理や延滞の場合の対応は金融機関と川崎市信用保証協会が行うため、市は当該融資制度における貸付金に係る貸倒リスクは負わない。

### 【平成24年度と平成25年度の比較】

(単位：百万円)

平成24年度 融資実績	平成25年度 預託額予算 (A)	融資倍率 (B)	平成25年度 融資目標 (C=A×B)	平成25年度 融資実績
—	36	2.0	72	9

### 【融資実績の推移】

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総額	10.5	—	60.5	—	9.0
件数	1件	—	3件	—	1件
平均	10.5	—	20.2	—	9.0

## (2) 結果

### ① 予算計上額（預託額）の妥当性

#### (事実確認)

融資制度要綱第 12 条において、融資の原資を制度ごとの融資実績及び融資目標等に応じ取扱金融機関へ預託する旨が規定されている。しかし、当該融資制度では平成 24 年度は融資実績はなく、平成 25 年度では融資目標の 72 百万円に対し、実績は 9 百万円に留まっているが、予算は每期一定額を計上し続けている。これは福祉関連産業の育成が市の政策目的とも関連することから、現時点では当該制度の廃止を予定していないためである。

#### (経済労働局産業振興部金融課－ 7、結果 1)

過年度からの経年で見ても融資実績は少ないにもかかわらず、予算額は減額されることなく每期一定額を計上しているが、これは融資制度要綱第 12 条に謳われている融資実績に応じた預託額とは言い難い。平成 25 年度は 9 百万円の融資実績のために 36 百万円の預託金予算を計上しており、予算額の妥当性について検討が必要である。過去の実績や今後の当該融資の利用見込みを勘案のうえで預託金の予算計上額を決定すべきである。

### ② 政策推進に向けた目標値の設定

#### (事実確認)

市では、ウェルフェアイノベーションの推進といった福祉関連産業の育成に全庁的に取り組んでいるが、本事業も福祉関連産業の育成を目的とした政策誘導型の融資制度である。

#### (経済労働局産業振興部金融課－ 7、結果 2)

本事業は市内の福祉関連産業育成といった明確な目的を持った融資制度である。このような政策誘導型の融資制度では、他の融資制度以上に目標の設定が重要である。融資件数や融資先の売上高の増加率等の定量的な指標を用い、また、次世代産業推進室とも連携を図りながら、例えば、事業者に対してヒアリング等を実施し、本事業の意義について検証を行う必要がある。

## (3) 意見

### ① 福祉関連産業育成資金に係る告知について（経済労働局産業振興部金融課－ 7 意見 1）

福祉関連産業育成資金については市のホームページや中小企業融資制度に関するパンフレット等でも PR されているが、融資実績は予算に満たない状況が続いて

いる。積極的に告知を行うなど当該融資制度の利用拡大に向けた取組みが必要である。

## 6. ライフサイエンス等推進事業費【経済労働局次世代産業推進室】

### (1) 概要

平成 25 年度は、ナノ・バイオ・ライフサイエンス推進事業として、次の事業を行っている。

#### ① かわさきサイエンス&テクノロジーフォーラム

市の科学技術に関するポテンシャル及び最新の先端科学技術の動向に関連する情報発信を行うフォーラムを年 1 回開催している。平成 25 年度は 3D 技術やビッグデータの活用について講演や事例紹介を行った。参加料は無料であり、来場者数は定員 100 名に対して 68 名であった。アンケート結果（回収数 37 件）では、67.6%の人が今後このようなフォーラムがあった場合には参加したいと回答している。

#### ② かわさきライフサイエンスネットワーク事業

市では、平成 17 年度から市内の大学・研究機関及び産業界の連携による研究開発、事業化及び新産業の創出を促進するため、産学交流・人材交流の場として「かわさきライフサイエンスネットワーク」事業を実施している。年に 1 回、講演会・交流会を実施しており、平成 25 年度は医療産業参入に関する講演や新規参入にあたっての公的な支援策の紹介等を実施した。また、セミナー後に懇親会を開催している。参加料は無料（懇親会は 2,000 円）であり、参加者は定員 60 名に対して 44 名であった。アンケート結果（回収数 34 件）では、セミナーに対する意見として 77.4%の人が「非常に評価できる」又は「評価できる」と回答している。上表のかわさきライフサイエンスネットワーク事業満足度（82%）は、「ふつう」と回答した人の割合を加えたものである。

平成 25 年度は、以上に加えて、病院（川崎病院）から具体的なニーズを聞き取った上で、医工連携につなげる取組みを行っている。現時点では事業化には至っていないものの、いくつかは事業化に向けて検討を進めているところである。

上記の 2 事業は一般財団法人地方自治研究機構に対する委託事業として行っている。委託費は、9,300 千円で、契約方法は特命随意契約である。

### (2) 結果

#### ① 一般財団法人地方自治研究機構との随意契約は見直すべき

##### (事実確認)

本事業は（一財）地方自治研究機構との随意契約によって行われている。特命理

由は以下のとおりである。

科学技術フォーラム及び生命科学セミナーの企画運営にあたっては、最先端の研究開発に取り組む市内外の企業、研究者、技術者等を対象とするにふさわしいテーマや講演者の選定をするために、本市の先端産業に関する現状や産業政策に精通していることと、日本の先端研究の動向を紹介できるトップクラスの研究者や科学技術の研究の最前線で活躍する研究者とのネットワークを保有していることが必要とされる。

(一財) 地方自治研究機構は、全国的に実施している調査研究事業を通じて構築しているネットワークと併せて、科学技術分野の第一線で活躍する専門家等に関する全国的な人的ネットワークを保有している。

さらに、これまでも総合科学技術会議、産業技術総合研究所、物質・材料研究機構、科学技術振興機構など国の先端科学技術を支える団体とのネットワークを活用して、ライフサイエンスやナノテクノロジー等の先端的な研究者の講演や各団体のポスターセッションを実施しており、今回の委託業務に必要なネットワークやノウハウを有しており、事業の効率的かつ適切な事業の実施と事業の継続的な発展を確保する観点からも、本業務の遂行には当該業者が不可欠である。

#### (経済労働局次世代産業推進室－13、結果1)

地方自治研究機構は自治体の課題解決に向けた調査研究、事業の企画立案・実施を行う団体であり、全国の自治体の同種の課題に対する解決方策に向けた企画立案等のノウハウがある。そこで、当該事業を行うにあたって、地方自治研究機構が有する研究者や総合科学技術会議など国の機関とのネットワークが必要となるなど機構独自のノウハウの活用が不可欠であることが随意契約の理由となっている。

しかし、自治体の課題解決に向けた調査研究等のノウハウや、研究者や国の機関とのネットワークは地方自治研究機構独自のものではなく、他のシンクタンク等においても保有している。むしろ、どのようなアイデアが市の課題解決にとって効果的かを検討するうえでも、企画競争による委託先の選定が適切である。

## ② 委託費の効率化

### (事実確認)

委託契約の締結にあたり、地方自治研究機構以外からの見積書は入手されていない。

#### (経済労働局次世代産業推進室－13、結果2)

フォーラム等の開催回数は年間で2回であり、ナノ・バイオ・ライフサイエン

スという専門的分野であること及び川崎病院の医工連携業務であることを考慮しても、委託費 9,300 千円は高額である（委託費の内訳については、下図を参照）。また、フォーラム等の参加者の合計は 112 名であり、参加者数からみてもコストに見合う価値があったのかは問われるべきである。

特命随意契約であり、競争原理が働いていないが故に、委託費の金額が必要以上に割高になっている可能性がある。随意契約とする場合は、特に複数の業者から見積書を入手することや、見積書の内容を詳細に検討するといった効率化に向けた取組みが必要である。

図表 委託費の項目別の内訳（清算書より）

項目	委託費	備考
① 直接人件費	2,218,700 円	延べ 54 人日。
② 直接経費	6,222,805 円	直接経費の上位 5 件の内訳 委託費 3,700 千円 広告費（チラシ等）767 千円 資料作成経費 655 千円 通信費 350 千円 講師謝金 266 千円 上記の委託費の 3,700 千円は、セミナー等の当日運営業務（2 回分）等を、三菱UFJリサーチ&コンサルティングに再委託しているもの。
③ 管理費（事業費全体の 5%）	422,075 円	
④ 小計	8,863,580 円	見積書では、8,857,143 円
⑤ 調整値引き	△6,437 円	
⑥ 消費税	442,857 円	
総計	9,300,000 円	

### （3）意見

#### ① 参加者増加のための取組み（経済労働局次世代産業推進室－13、意見1）

いずれのフォーラム、セミナーとも参加者が定員を下回っている。会場代や印刷代等が無駄になっている可能性がある。そのため、参加者を増やす努力が必要である。

## 7. ライフサイエンス共同研究補助金【総合企画局臨海部国際戦略室】

### (1) 概要

「川崎再生フロンティアプラン」の第3期実行計画上の位置付けは、以下のとおりである。

基本政策：「5 活力にあふれ躍動するまちづくり」

政策の基本方向：「4 川崎臨海部の機能を高める」

施策課題：「02 川崎殿町・大師河原地域の拠点整備」

事務事業：「53 川崎殿町・大師河原地域の拠点整備」

小事業：「53-3 ライフサイエンス共同研究補助金」

事後評価は小事業単位ではなく、事務事業単位で行われており、第3期実行計画実施結果総括において、事務事業の達成状況はⅢ（目標をほぼ達成）となっている。

補助金の申請は、特区に立地する企業等から研究計画等の提出を受け、外部評価委員による検討を経て、補助金の交付が決定される。また、補助金交付の対象期間の翌年度に当初提出された計画に沿った研究が実施されたかどうかなどの事後評価が実施されている。

### (2) 結果

#### ① 計画が変更された場合の対応策について（総合企画局臨海部国際戦略室－9、結果1）

本事業が対象とする補助はライフサイエンス分野での先進的な研究活動である。

したがって、往々にして研究計画の変更ということはある。そこで、市としても研究内容が変更された場合の対応方法についてあらかじめルールを定める必要がある。例えば、研究計画の基本的な部分についての変更であれば、再度、外部評価委員による検証が求められる一方で、事務的な変更内容であれば、市内部での判断ということも考えられる。補助制度の趣旨や、公平性に合致した計画変更時のルールを定める必要がある。

### (3) 意見

#### ① 事後評価の充実について（総合企画局臨海部国際戦略室－9、意見1）

現在、事後評価としては、補助対象期間終了後、翌年度に実施されている。しかし、ここでの事後評価は、研究活動の推移や、予算の執行状況の検証が主なものである。補助対象となる研究活動は、一般的に一定期間後に研究成果が現れるものが多いと考えられる。したがって、現在実施されている事後評価に加え、長期的な視点での事後評価も有効である。例えば、補助対象期間終了後、3年程度が経過した時点で研究成果のモニタリングを実施するといったことが考えられる。

以上